

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金に係る基本料金減免事業	①市内で上水道を使用する個人及び事業者(官公署を除く)に対して、令和8年4月検針分から2か月分の上水道料金の基本料金を減免し、物価高騰による市民生活への影響緩和を図る。 ②上水道料金、委託料 ※水道事業会計に繰り出し上水道料金の基本料金の減免にかかる費用 ③上水道料金減免相当額:98,062千円 ④個人及び事業者の水道使用者:約36,000件(官公署は除く)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育施設給食費に対する物価高騰対策支援事業	①食料品価格等の物価高騰に対し支援を行う事で、値上げを防ぎ、保護者の費用負担を軽減するとともに、安心安全な給食の継続を図ることができる。 ②私立保育施設に対する支援金 ③総事業費 17,661千円 R5.4.1以降値上げをしていない施設 6,967千円 こども園(長時部)・地域型保育事業所 1,791円×12か月×216人 こども園(短時部) 1,791円×11か月×118人 R8.4.1以降値上げをしていない施設 10,694千円 保育所・こども園(長時部) 500円×12か月×1,621人 こども園(短時部) 500円×11か月×176人 滋賀県保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金5,322千円を別途充当 ※交付金を充当する経費には、教職員の給食費を含みません。 ④私立保育所、認定こども園、地域型保育事業に子どもを預ける保護者	R8.4	R9.3